

障害物件について

熊本県天草空港管理事務所

1. 空港周辺に物件を設置する場合

- (1) 航空機が空港から安全に離陸し又は着陸するためには、上昇・進入・待機等のための障害物件のない空間を必要とします。このため、航空法第49条及び第56条の4の規定により空港の周辺区域においては、一定の高さの物件の設置が制限されています。
- (2) 対象となるものには、ビル・鉄塔など建造物を設置することはもとより、樹木を植えること、クレーンを上げること、アドバルーンを浮揚させる等も含まれます。
- (3) 物件の設置等を制限する表面には、進入表面・転移表面・水平表面があり、「安全表面」又は「制限表面」と称しています。
- (4) 制限表面のうち、航空機の離着陸に直接関りのある進入表面・転移表面については、一切の例外も認められていません。ただし、水平表面に係るもので、下記に該当する物件については特例が認められており、制限表面上に出る物件の設置承認申請の手続きを行い、熊本県知事が承認した場合に設置することができます。
 - ◇仮設物（一時的に設置されるもので、工事用クレーン等が該当します）
 - ◇避雷設備（建築基準法第33条の規定により設けなければならないもの）
 - ◇地形又は既存物件との関係から航空機の航行の安全を特に害しない物件（近くに、より高い山又は既存物件がある場合）
- (5) 制限表面に突出しないが著しく近接しているなど、航空機の航行の安全を害するおそれのある物件について、熊本県が自ら航空障害灯を設置することがありますが、この場合は、物件の所有者はその設置を拒むことができないことになっています。



2. 高い建物又は煙突、鉄塔等を建てる場合

(1) 航空障害灯の設置を必要とするもの

- ①空中に高く突出している物件は、夜間において航空機が飛行する場合にその視認を誤り、これと衝突する危険があるので、航空法第51条の規定により航空障害灯の設置が義務づけられています。
- ②対象となるのは、地表又は水面から60メートル以上の高さの物件です。
- ③物件の高さに応じて次の航空障害灯を設置しなければなりません。
 - ◇60メートル以上の高さの物件には、低光度航空障害灯（航空赤の不動光）
 - ◇90メートル以上の高さの物件には、中光度航空障害灯（航空赤の明滅）
 - ◇150メートル以上の高さの物件には、高光度航空障害灯（航空白の閃光）
- ④地形又は既存物件との関係から航空機の航行の安全を特に害しない物件として、大阪航空局長が承認した場合は、航空障害灯の設置が免除されます。

(2) 昼間障害標識の設置を必要とするもの

- ①空中に高く突出している物件は、地上から見るときは明るい空を背景にして明確に視認できませんが、航空機から地表、山又は森林等を背景にして見るときは、識別が困難なことが多く、これと衝突する危険があるので、航空法第51条の2の規定により昼間障害標識（赤白の塗色）の設置が義務づけられています。
- ②対象となるのは、次のうち地表又は水面から60メートル以上の高さの物件です。
 - ◇煙突、鉄塔、柱等で、その高さに比しその幅が著しく狭いもの
 - ◇骨組構造の物件
 - ◇架空線及び係留気球
 - ◇ガスタンク、貯油槽等で、背景と紛らわしい色彩の物件
- ③高光度航空障害灯が設置される場合は、昼夜間を通して開光灯によりその存在を示すこととなりますので、昼間障害標識を設置する必要はありません。
- ④地形又は既存物件との関係から航空機の航行の安全を特に害しない物件として、大阪航空局長が認めた場合は、昼間障害標識の設置が免除されます。

3. 照会の窓口

(1) 障害物件に係る窓口は、管理課です。

電話による照会に対しては、障害物件に関する一般的な説明にならざるを得ませんので、可能な限り来所するか又は文書で照会するよう指導願います。

(2) 障害物件の照会に必要な資料

◇物件の設置場所

◇物件の用途及び構造

◇物件の最高部（避雷針を含む）の高さ

◇設置場所の海拔高（T P 東京湾の平均海面からの高さ）

◇物件の設置予定期間

(3) 照会先

熊本県天草空港管理事務所

住所： 〒863-2114

熊本県天草市五和町城河原1-2080-5

天草空港ターミナルビル内

電話：0969-57-6111

ファックス：0969-57-6112

(4) 申請手続き

「制限表面上に出る障害物件の設置承認」及び「航空障害灯及び昼間障害標識の設置の免除」の申請については、あらかじめ当事務所にご相談ください。